平成２１年（フ）第２３７号
長野県千曲市大字内川1238番地１
債務者　島崎　順子
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２４１号
長野県東御市新張904番地１
債務者　アオヤマテロ，マリアドルシィ
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２４３号
長野県上田市長瀬1490番地　県住48―53号、前住所長野県上田市真田町傍陽3784番地
債務者　山邊　正子（旧姓堀内）
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２４４号
長野県上田市中丸子1440番地１
債務者　宮坂喜美子
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２８９号
兵庫県川西市清和台西３丁目１番地の28、前住所兵庫県川西市萩原２丁目５番２号
債務者　玉川千代子
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４１７号
兵庫県伊丹市緑ケ丘１丁目124番地　グリーンハイツ101号、前住所兵庫県伊丹市緑ケ丘２丁目81番地２
債務者　土居　清幸
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１２３号
兵庫県美方郡新温泉町湯1146番地の２
債務者　木下　淑恵
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
兵庫県朝来市和田山町筒江688番地１
債務者　片岡　行男
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第６６５号
奈良市紀寺町585番地
債務者　井上　幸修
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３６１号
山口県下関市新垢田西町４丁目１番Ｐ―504号県営住宅
債務者　城山　真弓
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３９３号
山口県下関市富任町７丁目５番Ｂ―103号県営住宅
債務者　大川内幸二
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３９４号
山口県下関市富任町７丁目５番Ｂ―103号県営住宅
債務者　大川内佐登美
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４００号
山口県下関市員光町２丁目９番39号　コンフレール田園102号、前住所山口県長門市三隅中1698番地２
債務者　丹後　宣弥
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
山口県下関市丸山町１丁目５番４号
債務者　松村　真幸
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４３３号
山口県下関市笹山町４番５号
債務者　蔦尾マサ子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第９４３号
高知市北竹島町168番地４
債務者　山下百合子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９５１号
高知市高須新町１丁目13番31号　Ｃ棟
債務者　水田　幾美
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９６７号
高知市役知町16番４号
債務者　笹岡　悦代
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
高知地方裁判所破産係